

# 04

## 罹災証明書の交付の迅速化により、被災者の生活再建を後押し

～罹災証明書の交付の迅速化～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「108」で検索!

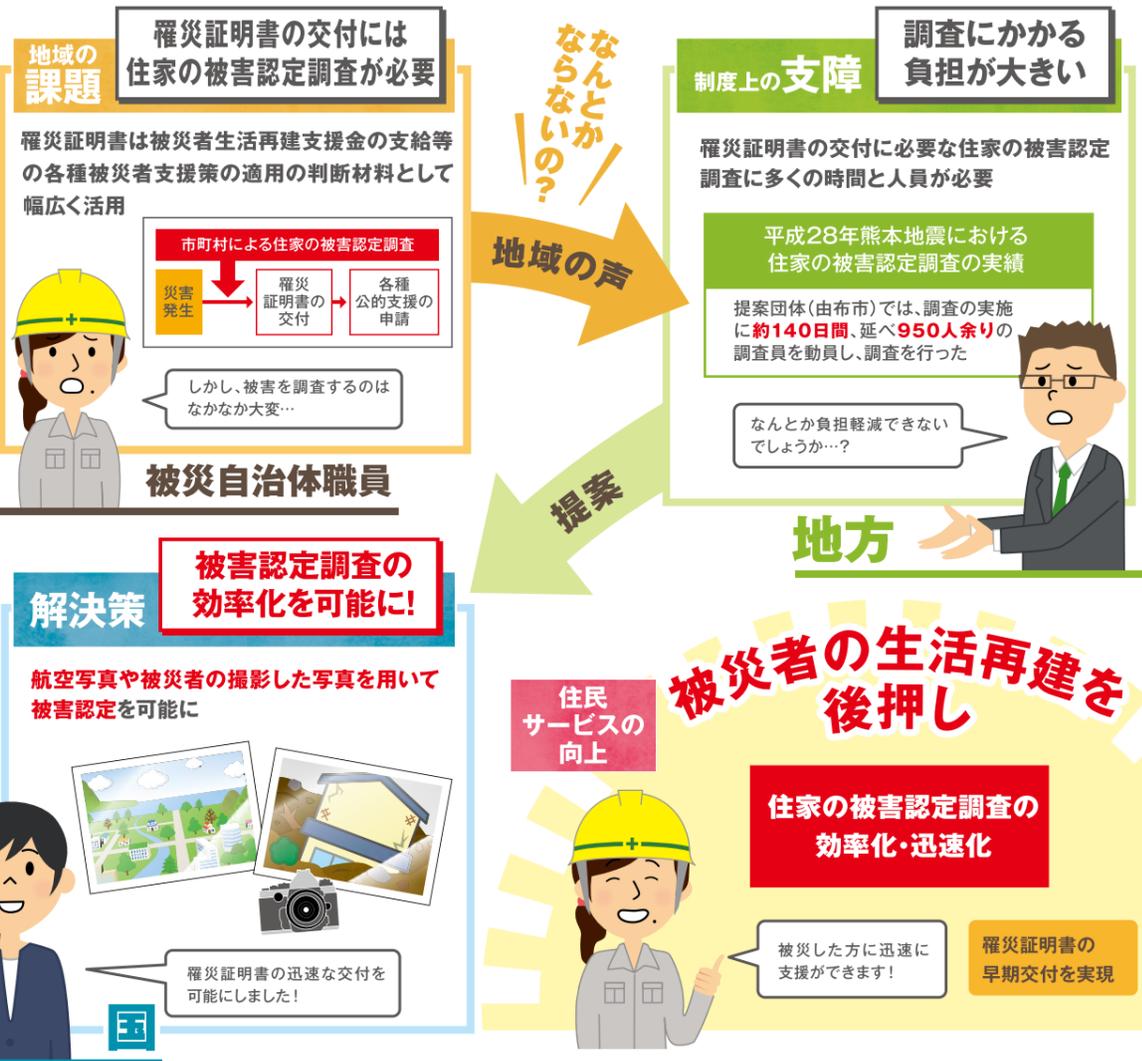
二次元コードからもアクセスできます



### ポイント

住家の被害認定調査において航空写真等の活用を可能にすることにより、罹災証明書の迅速な交付ができるようになり、被災者の生活再建を後押しするとともに、被災市町村の業務負担を軽減

(公表 災害に係る住家の被害認定基準運用指針、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きの改定(平成30年3月))



## 平成28年の熊本地震における教訓から、次の災害の備えとして提案



### 取組の概要・成果

- 熊本地震においては、発災以降、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に則り、被害住家等の調査を行ったが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、二次調査や再調査の申請が多く出され、調査期間の長期化や職員の事務負担の増大を招くこととなった。
- 熊本地震で最大震度6弱を観測した由布市では、これを教訓に次の大災害への備えとして、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改正を提案した。
- 提案の実現により、航空写真や被災者が撮影した写真等により被害認定が可能になり、平成30年の北海道胆振東部地震や大阪北部地震等において活用され、罹災証明書の早期交付に寄与した。



被害状況①(由布市湯布院町)



被害状況②(由布市庄内町)

由布市では甚大な被害を受けた住家等、約2,900件の罹災証明書の申請があった

## 平成30年9月の北海道胆振東部地震で迅速な被災者支援の実現



### 取組の概要・成果

- 熊本地震の教訓が2年後の北海道胆振東部地震で早速活かされた。厚真町では、地震前後の航空写真を比較することにより、土砂崩れにより明らかに全壊している建物を迅速に認定することができた。
- また、一見すると全壊には至っていないように見える建物が、実は住宅敷地周辺の土地を含め全体がまるごと数メートル地すべりしていることが、航空写真により確認することができた事例があった。厚真町では全申請数1,457件中32件を航空写真を活用して被害認定を実施し、通常の申請処理では1日かかるところを半日で処理することができた。



〈被災前〉

〈被災後〉

被災前後の航空写真を並べて比較することで、土砂崩れ区域の判定を迅速化できた



住家の被害認定調査では、通常の現地調査だと多くの時間と人員が必要

**二次災害の危険にさらされることなく、安全かつ迅速に調査ができました**

関係者の声  
厚真町役場職員



航空写真による被害認定は数十棟の建物に適用しました。仮に航空写真による被害認定が認められていなかったとしたら、調査員が土砂崩れ等による二次災害の危険にさらされたと考えられ、また、大規模土砂崩れにより周辺の地形自体が大きく変わっている場所における現地調査等においては、建物があった場所の特定等が困難であったと考えられます。

**平成30年6月の大阪北部地震や台風21号で活用**



**取組の概要・成果**

**〈高槻市の事例〉**

●高槻市では、平成30年の大阪北部地震と台風21号における罹災証明書発行にあたり、被災者が撮影した写真から損害割合20%未満と判定する自己判定方式を採用した。また、写真についてはプリントしなくても携帯電話やスマートフォンで撮影した写真でも可能としたことで、住民負担の軽減にも寄与。



屋根瓦が落ちる被害が多発し、ブルーシートでの応急処置を実施



3万件近い罹災証明書の申請のうち約90%の件数を自己判定方式で処理

**大阪北部地震**

	現地調査	自己判定方式	計
全壊	11	-	11
大規模半壊	2	-	2
半壊	247	-	247
一部損壊	2,371	20,144	22,515
合計	2,631	20,144	22,775

(件)

**台風21号**

	現地調査	自己判定方式	計
全壊	4	-	4
大規模半壊	2	-	2
半壊	60	-	60
一部損壊	247	6,510	6,757
合計	313	6,510	6,823

(件)

**迅速になるだけでなく、被災住民の負担の軽減にもつながったと思います**

関係者の声  
高槻市役所職員



罹災証明書の申請数が地震・台風合わせて3万件弱あったなかで、結果的には90%が自己判定方式での証明書発行となりました。現地調査を実施した場合に申請から発行まで最低でも1週間はかかるところ、自己判定方式では申請から2日で被災市民に対して罹災証明書を発行することが可能となりました。

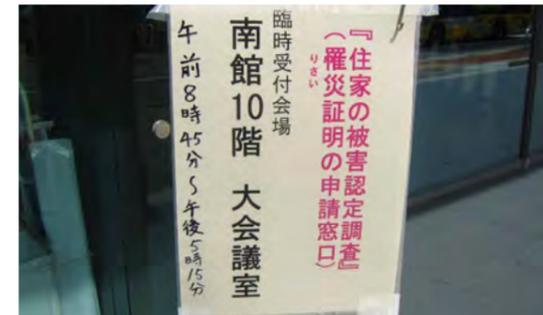
また、写真についてはプリントしたものだけでなく携帯電話やスマートフォンで撮影したのもでも可としたことで、被災市民の負担も軽減されたのではないかと考えています。

**〈茨木市の事例〉**

●茨木市では、大阪北部地震の約一週間後から、半壊に至らないと明らかに判断できる場合は現地調査を省略し、被災者が持参した写真により被害認定を行った。それにより、大阪北部地震では約80%の1万3千件、台風21号では約99%の約2千6百件をこの方式で処理し、罹災証明書を迅速に発行することができた。



震度6弱を観測し、多数の住家等が被害を受けた



罹災証明書は、被災住民にとって重要なものであり、自治体職員には迅速な対応が求められる



写真での判定の仕方を丁寧に説明しながら住民からの罹災証明書の申請を受けた

**大阪北部地震**

	現地調査	自己判定方式	計
全壊	3	-	3
大規模半壊	-	-	0
半壊	194	-	194
一部損壊	3,134	13,321	16,455
合計	3,331	13,321	16,652

(件)

**台風21号**

	現地調査	自己判定方式	計
全壊	4	-	4
大規模半壊	2	-	2
半壊	13	-	13
一部損壊	15	2,556	2,571
合計	34	2,556	2,590

(件)

**即日交付できるとともに、被害認定業務の効率化にも繋がりました**

関係者の声  
茨木市役所職員



申請から交付までの時間を短縮できることで、被災者が生活再建に早期に取り組みめるほか、軽微な調査を省略できるので、被害認定業務の効率化にも繋がりました。また、損害程度別のイメージ図や具体的な事例の写真を示すことで、損害程度判定に対する被災者の不満や不信感の軽減に役立つと思われました。

**災害の教訓を次の災害につなげていく**

